

# 教 育 目 標

- 健康で、豊かな心をもち、社会に貢献する生徒
- 自信をもち、常に高い価値を追求する生徒

## 生 徒 心 得

～月潟中学校の生徒であるという自覚と誇りをもって  
規律ある集団生活を送ろう～

### I 登下校について

- 1 午前8時10分までに登校する。
- 2 登下校は指定された通学路を通る。
- 3 自転車通学生は、学校の許可証のついている自転車を使用する。
  - ・改造した自転車は使用しない。
  - ・自転車通学生は必ずヘルメットを着用する。
  - ・制服でスカートを着用する生徒は、体育着で乗車してもよい。（登校後、制服に着替える）
- 4 指定された通学カバンを使用する。
- 5 下校時刻を守る。諸活動終了時刻は次の通りとする。

期 間	※平日	活動終了時刻	完全下校
4月	～ 新人大会終了まで (5限授業時)	18:00 (17:30)	18:15 (17:45)
新人大会終了後	～ 11月末日まで	17:15	17:30
12月1日	～ 2月第1週末まで	17:00	17:15
2月第2週目	～ 卒業式まで	17:15	17:30
卒業式後	～ 終業式まで (5限授業時)	18:00 (17:30)	18:15 (17:45)

※11月～3月については、降雪などの天候に応じて下校時刻を配慮する。他の時期も変更になることがある。

## II 服装

～さわやかな身だしなみに心がけよう！～

- 1 標準学生服および学校指定のブレザー・スカートを着用する。
- 2 夏期は白ワイシャツ、白のブラウス、または白開襟シャツとする。
- 3 学生服の下は白ワイシャツとし、ベルト（色は黒・紺・茶）を着用する。
- 4 ブレザーの下は白ブラウスカ白ワイシャツを着用し、学年別リボン：1年（赤）・2年（緑）・3年（紺）をつける。
- 5 スカートの膝頭がかくれる程度とする。
- 6 上衣に正しく学校指定の名札をつける。
- 7 衛生面の理由から、肌着を着用する。ただし、ワイシャツ・ブラウス・半袖体育着から、色や柄が透けないものとする。また、袖・首からはみ出さないものとする。
- 8 ソックスは、白色・黒色・紺色の単色のスクールソックスをはく。ワンポイント・ワンラインは可とする。
- 9 ソックスの長さは、足首がかくれるもの（ロークルーソックスの長さからハイソックスの長さまで）とする。ルーズソックスは着用しない。
- 10 黒またはベージュの単色の、ストッキング・タイツを着用してもよい。
- 11 衣替えは、年2回（6月と10月）とし、移行期間を設ける。
- 12 内履きは学校指定の運動靴とし、白または青の靴紐とする。新しく靴を購入した場合は、青の靴紐は購入しなくともよい。
- 13 内履きの名前は、かかとに記入する。
- 14 セーターやカーディガンは、黒・紺・グレー・茶・白とし、派手でないもので制服から出さない。

### III 頭髪について

- 1 清潔感のある髪型とし、一部の髪だけ極端に長くしたり、短くしたりしない。
- 2 前髪は、目にかからない長さとする。長い場合は、ピン（色は黒・紺）でとめる。
- 3 後髪は、肩にかからない長さとする。長い場合は、ゴム（色は黒・紺・茶）で結う。
- 4 パーマ、染髪、整髪料については原則禁止とする。ただし、本人および保護者から申し出があった場合は、個別に対応する。

### IV 礼儀

- 1 あいさつは、さわやかに元気よくする。
- 2 校舎内外でのあいさつ、会釈を心がける。

### V 校内生活について

- 1 始業時刻を守る。（チャイム学習）
- 2 学校生活に不要なものは、持ってこない。
- 3 欠席・遅刻・早退は、保護者が連絡する。
- 4 非常口から出入りしない。

### VI 校外生活について

- 1 交通安全について
  - (1) 交通規則、交通マナーを厳守する。
  - (2) 自転車通学は、全地区、希望制とする。  
降雪時、積雪時、凍結時など道路交通事情が不良な場合、自転車は使用しない。
- 2 その他  
中学生としての自覚をもって行動する。

# 月潟中学校躍進会規則

## 第1章 名 称

第1条 この会は月潟中学校躍進会という。

## 第2章 目 的

第2条 この会はすべての生徒が自己の権利と義務を自覚し、学校生活のさまざまな活動に参加することによって学校内外の生活の向上を図り躍進会を発展させることを目的とする。

## 第3章 会 員

第3条 この会は新潟市立月潟中学校の生徒を会員とする。

## 第4章 活 動

第4条 この会は目的達成のため、次のことを行う。

- 1 校内の風紀の維持及び向上に関すること。
- 2 生徒間における相互の理解と親睦をはかり共同生活をより豊かなものとする。
- 3 一人一人の個性を発揮させる。
- 4 その他、会の目的を達成すること。

## 第5章 組 織

第5条 この会は、顧問教師並びに月潟中学校生徒をもって組織する。

第6条 この会は議決機関として、次のものをおく。

1. 生徒総会
  2. 評議会
- この会は執行機関として次のものをおく。
1. 総務委員会
  2. 専門委員会
  3. 学年委員会
  4. 部活動

## 5. 選挙管理委員会 6. 特設委員会

### 第6章 生徒総会

第7条 生徒総会は、全校生徒で構成された定例総会と臨時総会があり、総務委員会がこれを運営する。

第8条 生徒総会は最高の議決機関であり、定例総会は年二回開催する。但し躍進会の各機関より要求のあった時、又は会員50名以上の連名要求のあった場合は、臨時にこれを開催しなければならない。

第9条 生徒総会は次のことを審議する。

- 1 予算と決議
- 2 躍進会行事計画
- 3 躍進会規約の改正
- 4 各役員への信任、不信任
- 5 各機関の活動状況の報告
- 6 その他の躍進会全般に関する重要事項

### 第7章 評議会

第10条 評議会は、総務委員・専門委員長及び各学年委員により構成され、総会に次ぐ議決機関であり、原則として毎月1回開催する。

第11条 この会では、議長団に議事の進行を依頼し、その他必要な人員を含めて次の事項を審議する。

- 1 躍進会行事に関する具体的事項
- 2 各専門委員会の企画の審議
- 3 その他生徒総会を必要としない事項

### 第8章 総務委員会

第12条 三役（会長、副会長2名、書記長）と議長団、企画、運営、書記を構成メンバーとして総務委員会を組織する。

第 13 条 三役（会長、副会長男女各 1 名、書記長）は、全校生徒の互選により決定され、会員の自由候補を原則とする。立候補なき場合は学校又は、学年推せんで責任者を立てて立候補してもらう。  
選挙は選挙規定によって行う。

第 14 条 議長団は議長と副議長を三役の話し合いによって選び、会長より任命され、それによって構成する。  
議長団は生徒総会、評議会等の会議議事の進行を行う。

第 15 条 企画、運営、書記は三役の話し合いによって数名を選出し、会長より任命され、三役の指揮のもと、総務の各仕事に当たる。

第 16 条 総務委員会は次のことを行う。

- 1 各専門委員会を指導する。
- 2 躍進会の方針の原案を立て、会務の執行をし、その責任を持つ。
- 3 予算案、決算の提出及び会計。
- 4 躍進会各種行事の企画と運営。

## 第 9 章 専 門 委 員 会

第 17 条 各専門委員長は会長より任命され、各委員会の召集、進行、事業の推進と議案の作成をする。

生活委員会…校内、校外の規律の徹底と風紀の改善に努める。

教養委員会…校内文化活動の向上の為の企画と運営。  
躍進会新聞の発行、掲示物の管理、その他の広報活動に当たる。  
躍進会誌の企画・製作・発行。  
図書館管理と著書貸出、整理等の業務に当たる。

生徒の読書意欲の向上に努める。  
衛生委員会…保健、衛生に関する仕事。  
校内の整備、美化に努める。  
給食に関する仕事。  
放送委員会…朝会、昼食時、清掃時の放送、諸行事の放送、録音構成等の業務。連絡を行う。

第 18 条 各専門委員会の委員は、総務委員会により指示された人数を各学級で選出し、選出された委員は委員長、副委員長と協力して各専門委員会の任務を遂行する。

第 19 条 各委員の任務は前・後期制とする。

## 第 10 章 学 年 委 員 会

第 20 条 各学級ごとに級長を男女 1 名ずつ選出し、その級長によって学年委員会が構成される。また各学年ごとに学年正副委員長を決め、各学年の活動や諸問題の対策に当たる。

第 21 条 学年委員会では、主に次の事を行う。

- 1 各学年活動の企画と運営。
- 2 躍進会各機関あるいは各学年から出された原案の、学級討議の際の召集と進行。

第 22 条 各委員の任期は、専門委員会と同様とする。

## 第 11 章 部 活 動

第 23 条 部活動は全員の興味を中心とし、個性を育成する機関として、親睦をはかり、技能を伸ばす為、学校当局と相談の上、決められた部に参加するものとする。

第 24 条 必要な場合、各部長をメンバーとして、部長会を組織し、部活動に関する諸問題を話し合う。

## 第12章 役員改選

- 第25条 各学級より選挙管理委員を選出する。
- 第26条 専門委員会の委員長の改選は、三役の話し合いによって行われる。
- 第27条 総務委員会の議長団、企画、運営、書記の改選は三役会の話し合いによって行われる。
- 第28条 役員改選は任期満了時と生徒総会の不信任決議があった場合に行われる。任期満了の場合は、12月中に三役改選、次に総務委員、並びに各専門委員長改選の順に行われる。
- 第29条 三役、総務委員、各専門委員長の任期を第2回生徒総会（1月末）までとする。

## 第13章 会議

- 第29条 すべての会議の開催には、その3分の2以上の出席者を必要とする。
- 第30条 議決は出席者の過半数で議決する。
- 第31条 すべての会議は、秘密会議を除き、すべて公開する。すべての発言は議長承認をえる。

## 第14章 会計

- 第32条 会費は、一定の年度額とし、改正の場合は、生徒総会の決議を経なければならない。
- 第33条 会計の収支ならびにその記録は、総務委員会で行う。生徒総会でその中間報告をする。また、会計簿は会員の必要があった場合、随時公開する。
- 第34条 予算案は毎年4月に、各機関役員の話し合いによって編成され、生徒総会によって決定する。

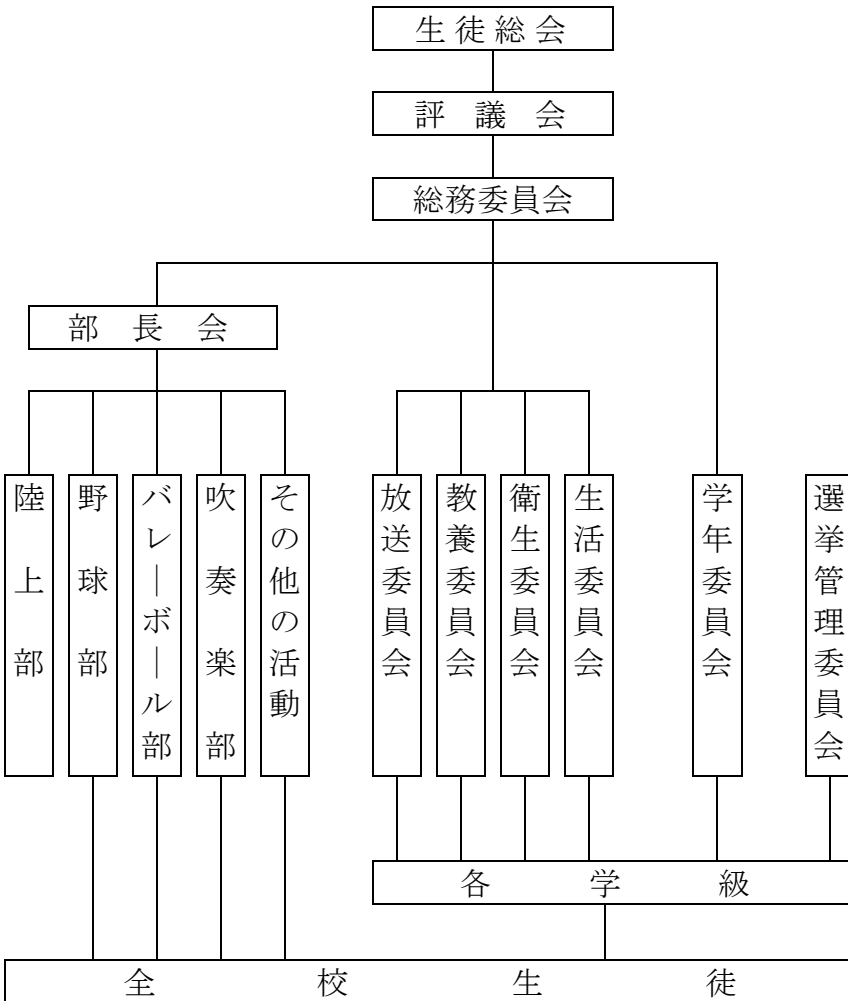


## 第15章 補 則

- 第 35 条 この規約の改正は、生徒総会の決議を必要とする。  
第 36 条 この規約は躍進会の最高規約であって、会員はこれを尊重し、これを擁護する義務を負う。

- ~~第 37 条~~ 昭和 58 年 3 月 22 日一部改正  
昭和 62 年 12 月 10 日一部改正  
平成元年 12 月 13 日一部改正  
平成 7 年 4 月 1 日一部改正  
平成 14 年 4 月 1 日一部改正  
平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 25 年 2 月 1 日第 12 章第 29 条追加  
~~第 38 条~~ 平成 27 年 4 月 1 日一部改正

# 躍進会組織図



# 躍進会役員選挙規程

## 第1章 総 則

- 第1条 この規程は躍進会規則第25条及び第28条による規程である。
- 第2条 この規程は、正副会長、書記長の選挙に適用する。
- 第3条 本会員は選挙権を有する。卒業学年をのぞく全会員は被選挙権を有する。但し、新年度になってからの補欠選挙は全会員が被選挙権を有する。

## 第2章 選挙管理委員会

- 第4条 本委員会は選挙に関する一切の事務を行う。
- 第5条 各学級2名ずつで選挙管理委員会を組織して行う。
- 第6条 3年生の中から委員長を、会長が任命する。
- 第7条 本委員会は次の事を行う。
- 1 選挙の公示
  - 2 選挙人名簿の作成
  - 3 立候補届受付
  - 4 選挙ポスター要旨の配布、および候補者の掲示
  - 5 立会演説会の開催
  - 6 投票場の管理および開票事務
  - 7 当選確認と発表
  - 8 その他選挙管理に必要な事項
- 第8条
- 1 選挙公示は原則として選挙日より10日以前に行う。
  - 2 選挙日は毎年12月中に行う。

### 第3章 立候補者

第9条 立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに所定の用紙を用いて、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 立候補者は責任者1名を持たなければならない。

### 第4章 選挙

第11条 選挙は記号式無記名とする。

第12条 選挙する役員の数に対して、候補者数が同数または満たないときは信任投票を行い、有効投票の過半数を得なければならない。なお過半数を得られなかった場合は、その日から10日以内に再選挙を行う。

第13条 当選者は有効投票の多数を得たものから順次決定する。得票同数の場合は、そのものについて決選投票を行う。

第14条 欠員ができた場合は補欠選挙を行う。

第15条 選挙管理委員会は当選が決定した時、直ちに発表し、学校長より認証をうける。

第16条 開票は選挙当日、選挙管理委員会が顧問教師及び責任者の立会のもとで行う。

第17条 次の投票を無効とする。

- 1 規定の投票用紙を用いないもの。
- 2 規定の投票様式に従わないもの。
- 3 必要以外の事柄が記入してあるもの。

### 第5章 選挙運動

第18条 選挙運動は立候補届出が終わってから、選挙日の前日まで行うことができる。

第19条 候補者は選挙管理委員会の指定した大きさ、枚数のポスターを校内に掲示することができる。

付 則

- 第 20 条 この規定の改正は評議委員会で決める。  
第 21 条 この規定は昭和 35 年度より実施する。

- ~~第 22 条~~ 昭和 63 年 12 月 10 日一部改正  
~~第 23 条~~ 平成 7 年 4 月 1 日一部改正  
~~第 24 条~~ 平成 14 年 4 月 1 日一部改正  
~~第 25 条~~ 平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
~~第 26 条~~ 平成 23 年 4 月 1 日一部改正